常陸太田市子育て支援施設児童図書寄贈募集実施要領

平成３０年３月５日決裁

（趣旨）

第１条　この要領は，常陸太田市子育て支援施設において，読書を通じて豊かな心を育み，もつて児童の健全な育成を図るため，個人，団体，企業等から児童図書（以下「図書」という。）の寄贈を募るに当たり，必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第２条　何人も，常陸太田市子育て支援施設に図書を寄贈することができるものとする。

（対象図書）

第３条　この要領において，対象となる図書は，乳幼児から小学生までを対象とする。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合は，寄贈を受けないものとする。

(1)　既に蔵書となつている図書

(2)　汚損，破損，毀損が認められる図書

(3)　書き込みや蔵書印等が認められる図書

(4)　新聞，雑誌，通信販売のカタログなどの図書

(5)　問題集など学習参考用図書

(6)　視聴覚資料

(7)　その他寄贈にふさわしくないものと認められるもの

（募集方法）

第４条　募集方法は，市の広報紙及びホームページ等の有効な媒体を使用するものとする。

（寄贈方法）

第５条　図書を寄贈しようとする者は，常陸太田市子育て支援施設図書資料寄贈申込書（様式第１号）とともに，当該図書資料を提出するものとする。

（寄贈の受領）

第６条　前条の規定に基づき，寄贈の申込みがあつた場合は，寄贈者に常陸太田市子育て支援施設図書資料受領書（様式第２号）を交付するとともに，寄贈者名，寄贈書名等を常陸太田市子育て支援施設蔵書記録簿（様式第３号）

に記載するものとする。

（礼状の送付）

第７条　前条の規定により図書の寄贈を受けたときは，礼状を寄贈者に送付するものとする。ただし，寄贈した者から礼状不要の意思表示があつたときは，この限りでない。

（その他）

第８条　この要領に定めるもののほか，必要な事項は別に定める。

附　則

この要領は，平成３０年３月５日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

常陸太田市子育て支援施設図書資料寄贈申込書

年　月　日

常陸太田市保健福祉部
　　子ども福祉課長　殿

申請者　住所
　　氏名

次の図書資料の寄贈を申し込みます。

記

書名	数量	備考

様式第２号（第６条関係）

常陸太田市子育て支援施設図書資料受領書

年　月　日

申請者　住所

氏名

常陸太田市保健福祉部

子ども福祉課長

次の図書資料を受領しました。

記

書名	数量	備考

様式第３号

常陸太田市子育て支援施設蔵書記録簿

項番	書名	著書名	出版社名	寄贈者名	蔵書年月日	備考